

施設等(※1)の従事者で新型コロナウイルスに感染した方に見舞金を支給します

(※1)施設等：医療機関等、介護サービス事業所等、障がい福祉サービス事業所等、児童関係施設等
(対象施設等の詳細は裏面をご覧ください。)

苅田町では、感染リスクが高い医療・福祉・児童関係の施設等に勤務する方が業務に起因して新型コロナウイルスに感染した場合（利用者が新型コロナウイルスに感染したことに起因して感染した場合に限る。）に、見舞金を支給します。

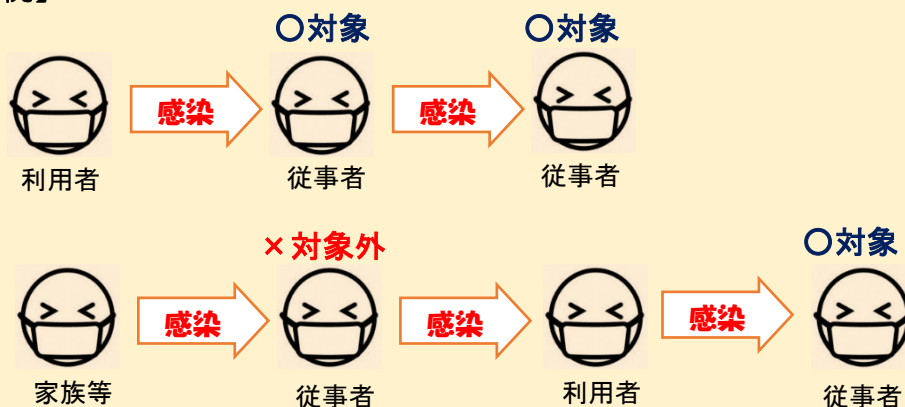
制度概要

【支給対象者】 利用者に新型コロナウイルス感染者が発生した町内の施設等で勤務し、新型コロナウイルスに感染した従事者
※家族等からの感染と確定した場合は除きます。また、職員間のみで感染が広がっている場合も除きます。
※施設等を運営する事業者と雇用関係がある方だけでなく、雇用関係はないが、施設等の利用者と接触機会がある方も対象となります。

【支給額】 20万円

【申請手続】 見舞金支給申請書兼請求書に保健所が発行する入院勧告書又は職業制限通知書の写しを添付して、各担当課に提出

【対象者の例】



《 問い合わせ・申請書提出先 》

○医療機関等	・・・子育て・健康課健康増進担当	TEL 093-588-1235
○介護サービス事業所等	・・・地域福祉課介護保険担当	TEL 093-434-5544
○障がい福祉サービス事業所等	・・・地域福祉課障がい者福祉サービス担当	TEL 093-434-1039
○児童関係施設等	・・・子育て・健康課子育て支援担当	TEL 093-588-1036

対象施設等

○医療機関等

病院、診療所、歯科医院及び訪問看護ステーション

○介護サービス事業所等

(1) 訪問系サービス事業所

訪問介護事業所、訪問入浴介護事業所、訪問看護事業所、訪問リハビリテーション事業所、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、夜間対応型訪問介護事業所、居宅介護支援事業所、福祉用具貸与事業所及び居宅療養管理指導事業所

(2) 通所系サービス事業所

通所介護事業所、地域密着型通所介護事業所、療養通所介護事業所、認知症対応型通所介護事業所及び通所リハビリテーション事業所

(3) 短期入所系サービス事業所

短期入所生活介護事業所及び短期入所療養介護事業所

(4) 多機能型サービス事業所

小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所

(5) 介護施設等

介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設、認知症対応型共同生活介護事業所、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅

(注)各介護予防サービス及び日常生活支援総合事業（指定サービス・介護予防ケアマネジメント）を含む。

○障がい福祉サービス事業所等

(1) 通所系サービス事業所

生活介護、療養介護、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、就労定着支援、児童発達支援及び放課後等デイサービス

(2) 障がい者施設等

障がい者支援施設及び共同生活援助

(3) 訪問系サービス事業所

居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護、自立生活援助、保育所等訪問支援及び居宅訪問型児童発達支援

(4) 相談系サービス事業所

計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援及び障がい児相談支援

(5) 地域生活支援事業

障がい福祉サービスに準じる地域活動支援センター、日中一時支援、移動支援事業、訪問入浴サービス及び障害者相談支援事業

○児童関係施設等

保育所、小規模保育事業所、幼稚園、届出保育施設及び放課後児童クラブ